

寄付金控除について

社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会は、2019年9月4日に税額控除のできる要件を満たしているとの証明を八王子市より受けました。このため多くの個人寄付者の皆様は、下記の「税額控除」の方法により、より大きな金額の所得税の還付を受けられることとなりました。寄付金控除を受けるためには、所轄税務署で確定申告を行って下さい。その際、本会が発行した領収書と「税額控除にかかる証明書」の写し（税額控除を選択する場合）の添付が必要となります。

■ 税の種類について（その他の税の種類に関しては、裏面をご参照下さい。）

1. 所得税（個人の方）

確定申告の際に、「税額控除」または「所得控除」のいずれかを選択することができます。

● 税額控除

次の算式により算出された額が、**所得税額から控除**されます。

$$\text{（寄付金合計額（総所得金額等の40％が限度）} - \text{2,000 円）} \times 40\% = \text{控除対象額}$$

※ 控除対象額は、所得税額の25％が限度です。

● 所得控除

次の算式により算出された額が、**課税所得から控除**されます。

$$\text{（寄付金合計額（総所得金額等の40％が限度）} - \text{2,000 円）} = \text{控除対象額}$$

※ 「税額控除」か「所得控除」のどちらか有利な方を選択し、所得税の控除を受けることができます。詳しくはお近くの税務署にお尋ね下さい。

「税額控除」を受ける際は、以下を切り取り、領収書とともに税申告書類にご添付下さい。

切り取り線

6 八 福 指 第 1898 号
令和6年（2024年）11月6日

社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
会長 赤澤 将 様

八王子市長 初宿 和夫



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

なお、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号に規定される書類について閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除き、閲覧の用に供してください。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

（有効期限）
令和6年（2024年）11月6日から令和11年（2029年）11月5日まで

○ 所得税のほか、以下の税にも税制上の優遇措置があります。

2. 住民税（個人の方）

① 都民税

その年に支出した寄付金額－2,000円の4%が都民税から控除されます。（寄付金の限度額は、総所得金額の30%です）

当会の事業所がある東京都に住民登録している方は、東京都民税の寄付金控除の対象となります。

② 市民税

その年に支出した寄付金額－2,000円の6%が市税から控除されます（寄付金の限度額は、総所得金額の30%です）

八王子市に住民登録している方は、市民税の寄付金控除の対象となります。都内でその他の自治体の方はお住まいの市区町村へお問い合わせ下さい。

3. 法人税（法人の方）

以下により計算した金額以内の金額を一般の寄付金とは別枠で損金の額に算入することができます。

次に掲げる金額の合計額の2分の1に相当する金額

イ その事業年度終了の時における資本金等の額（ゼロに満たない場合はゼロとします）を12で除し、これにその事業年度の月数を乗じて計算した金額の1000分の2.5に相当する金額。

ロ その事業年度の所得の金額の100分の5に相当する金額

4. 相続税

遺贈（遺言により遺言者の財産を無償で譲ること）や相続財産の寄付について、税制上の優遇措置が受けられます。詳細は最寄りの税務署や税理士にお問い合わせ下さい。

○ 個人寄付金控除の手続

寄付金控除を受けるためには、1月1日～12月31日までの寄付について、翌年の3月15日までに税務署で確定申告を行う必要があります。それにより、寄付された年分の所得税還付と、翌年度分の住民税の税額控除が受けられます。

この度は、八王子市社会福祉協議会の活動のために、ご寄付を賜りまして誠にありがとうございます。皆様からのご支援のお気持ちをしっかり受け止めて、社会福祉の向上のために大切に活用させていただきます。

（お問い合わせ先）

社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会 福祉総務課 総務担当

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号 八王子市役所内

TEL 042-620-7338 FAX 042-623-6421

ホームページ <https://www.8-shakyo.or.jp> / e-mail info@8-shakyo.or.jp